

第21回盛岡地方裁判所・盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成23年9月29日（木）午後2時00分から午後4時05分

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室（5階）

第3 出席者

（委員）

◇一戸俊行，□上野暁，◇小倉良一，◇小野寺宏，◇貝原信之，◆工藤哲郎，
◆咲間まり子，◆高橋宏昇，◇中島真一郎，◇中谷はるみ，◆伴亨，◇藤本
幸二，◇前田則夫，□宮岡章，◆山口敏明，◆山本玲子，◆横山ユウ，◇吉
江暢洋

（五十音順，敬称略）

（◇盛岡地方裁判所委員会委員，◆盛岡家庭裁判所委員会委員，□盛岡地方
裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員）

（庶務）

北村地裁事務局長，門脇家裁事務局長，高橋民事首席書記官，小野刑事首席
書記官，秋山首席家裁調査官，藤原家裁首席書記官，伊藤地裁総務課長，一
郷地裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事

- 1 開会の言葉（総務課長）
- 2 所長あいさつ
- 3 新任委員紹介
- 4 委員長代理の指名

委員長から委員長代理として地裁委員会では貝原委員が，家裁委員会では工藤委員がそれぞれ指名された。

5 庁舎見学

庁舎設備の見学が行われ、委員から次のとおり感想が述べられた。

- ・ 庁舎内が手狭に感じた。仮法廷の早期完成を願う。
- ・ 法廷が予想以上に広く、傍聴席がたくさんあることに驚いた。
- ・ もっと高価なものを使っていると思っていたが、私達にも馴染みのある備品を使用しており、親しみやすいと感じた。

6 協議テーマ「盛岡地方・家庭裁判所の現状」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち、盛岡地方・家庭裁判所の現状について、次の説明等がなされた。

ア 管轄区域等について

イ 事件数の推移について

ウ 裁判官のてん補状況について

(2) 意見交換

協議テーマ等に関し、概ね、次のような意見交換がなされた。

以下○が委員，●が説明者（委員），■が説明者（庶務）の発言

- 東日本大震災を受けて、事件数はどのように推移しているか。また、事件の内容にはどのような特徴が出ているか。
- 民事事件の事件数は減少しているが、今後、破産事件等が増加する可能性があるかと予想している。
- 家庭裁判所の事件数は増加している。震災で亡くなられた方に関する相続放棄のほか、夫婦関係調整などの調停事件も増加傾向にある。
- 県内の弁護士の数84人（8月25日時点）ということだが、他の都道府県と比べて多いのか、それとも少ないのか。
- 全国的に見ると少ない方に属するが、日本弁護士連合会で定める最低数は満たしている。ただし、今後は沿岸地域の増強を図る必要もあろう。

- 平成23年4月1日現在の統計によると、岩手県は、人口に対する弁護士の数が全国で一番少ない。ただし、少ないから悪いということではなく、岩手県が平和で良いところだとも言えるのではないか。
- 裁判官の数は足りているのか。また、事件処理の負担感はどの程度か。
- 裁判官の数については、各庁の事件数に基づき、その件数を処理するのに相応しい人数を配置していると認識している。裁判官の負担感については、どの裁判所においても同程度である。
- 岩手県は面積が広いため移動に時間がかかるが、裁判官を配置する上では、その点も考慮されている。
- 家事調停事件の処理について、家裁調査官の役割が重要だと感じているが、家裁調査官が配置されていない庁もあると聞いている。家裁調査官の数は足りているのか。
- 家裁調査官が配置されている庁は、盛岡、花巻、宮古、一関の4庁であり、二戸は盛岡から、遠野と水沢は花巻から、久慈は宮古から、大船渡と釜石地区は一関から、それぞれ出張して事件処理を行っている。家裁調査官が配置されていない庁では、調査命令の発令後、後日出張して事件処理を行うことになるが、事件は適切に処理されていると考えている。家裁調査官の事務量については、どこの家裁調査官も適量であると考えている。
- 法廷でのやり取りの記録に録画や録音が用いられることもあるようだが、その場合、裁判所書記官はどのような記録を残すのか。
- 裁判所書記官の役割は法廷でのやり取りを正確に記録することであるが、基本的には、一言一句そのとおりに記録するのではなく、やり取りの内容を要約して、重要かつ必要な部分のみを記録している。ただし、事案によって、話したとおりのまま記録する場合もある。

(3) 東日本大震災による裁判所の被害状況等の説明

第5 次回委員会について

地裁委員会及び家裁委員会は、それぞれ平成24年2月頃を開催することとした（テーマ未定）。

第6 閉会

以 上